証券コード7079
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目８番11号
ＷＤＢココ株式会社
代表取締役
社　　長　**谷口晴彦**

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年６月23日（火曜日）
午前10時開始（午前９時30分　受付開始）

2. **場　　所**　東京都中央区晴海一丁目８番11号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＹ棟 27Ｆ
ＷＤＢグループ　大会議室

3. **目的事項**

報告事項　第37期(2019年４月１日から2020年３月31日まで)
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.wdbcoco.com/）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症予防のため、ご出席される株主さまは、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染症予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また、本会場において、感染症予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力お願い申しあげます。

◎お土産の準備はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社が顧客とする日本国内の製薬業界においては、人口増加や国民皆保険制度等に支えられ大きく成長してまいりましたが、市場を取り巻く環境は昨今、大きな変化を迎えております。

AIやビッグデータといったデジタル化技術や、遺伝子治療や細胞医療などの医療技術の実用化を迎えるとともに、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインの適用といった法令順守体制の整備・強化が求められるようになり、製薬企業が持続的に成長していくうえで大きな転機を迎えております。

さらに、少子高齢化を背景とした社会保障費の抑制機運の高まりに伴い薬価制度の抜本改革のもとで薬剤費抑制政策が加速するとともに、政府方針で定められた後発医薬品使用促進が進み、製薬企業の収益構造が大きく変化をしております。

そのため、製薬企業においては創薬業務を含む全てのコストを極力減らし、低コスト体質を持った企業に向けてドラスティックな体制変革を検討している企業が多く、今後もCRO（医薬品開発受託機関）への委託ニーズは引き続き高いと考えております。

このような状況の中、当社は、「仕事の成果の保証」と「新しい価値の提供」を通じて、お客様の課題を解決し、医療の未来に貢献することを経営理念として掲げ、製薬会社の医薬品開発における受託業務として「安全性情報管理サービス」を主軸に、「ドキュメントサポートサービス」、「開発サポートサービス」、「臨床開発支援サービス」を展開しております。

当事業年度における売上高は、安全性情報管理サービスにおいて前事業年度に受注し前事業年度末に仕掛品としていた案件が売上計上されたこと、前事業年度第２四半期以降に新規受注した案件が継続し通期に渡って寄与していること、ならびに臨床開発支援サービスにおいて新規受注案件が開始したことにより、前事業年度と比べ503百万円の増収となる2,285百万円（同年度比28.3%増）となりました。営業利益は前事業年度と比べ135百万円の増益となる473百万円（同40.0%増）、経常利益は前事業年度と比べ122百万円の増益となる460百万円（同36.3%増）、当期純利益は前事業年度と比べ69百万円の増益となる306百万円（同29.5%増）となりました。なお、当社が重視している売上高経常利益率は20.2%となりました。

なお、セグメントの実績については、当社は単一セグメントのため記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資等の総額は56百万円で、その主な内容は本社、東京データセンターの移転、ならびにパソコンのリースによるものです。

(3) 資金調達の状況

2019年12月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額401百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

近年、国内外の製薬会社はその生命線である新薬の創出のため、企業統合、買収等により研究開発費の投資効率を上げることを最大の眼目としており、低コスト体質を持った企業に向けてドラスティックな体制変革を検討しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、今後の社会や経済の在り方が大きく変わっていくことが予想され、製薬企業内における各種業務プロセスの変更や雇用ポートフォリオの再編をしなければならない状況が生まれております。これらの課題解決を目的とした委託ニーズは高まると考えております。

このような状況の中、当社は引き続き、「仕事の成果の保証」と「新しい価値の提供」を通じて、お客様の課題を解決するCROとして、以下の課題を柱として取り組み、成長を期してまいります。

①安全性業務の品質の向上・維持

既存の仕組みの強化に加え、ICT（情報通信技術）を用いた業務の効率化に積極的に取り組みます。更に、業務の進捗、品質や効率等の成果指標について可視化することにより、課題の把握、改善のサイクルを高め、安全性情報管理業務の品質の向上・維持に努めてまいります。

②原価の削減

RPA等の自動化テクノロジーを用いて業務の自動化等を推進し、受託業務の原価をはじめとしたコスト削減を徹底してまいります。

③優秀な人材の確保

人材確保にあたっては、綿密な採用計画と採用基準、入社後のミスマッチを生じさせない高精度の選考力によって、適正な人数の中途採用者を採用します。また、戦略的な新卒採用を進めてまいります。

④従業員の意欲、能力の向上

目標設定、業績等の査定方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、急速なICT技術の進歩にあわせて、この変革のスピードに対応できるような人材を育成していく体制を整えることも急務です。一方では、従業員一人ひとりのキャリアプランとその実現のためのポジション、教育機会を明確化、充実化させ、優秀な人材の定着と能力の向上を図っていきます。

⑤CRO事業領域の拡大と差別化

経営資本の「選択と集中」を行い、医薬品開発の安全性情報管理業務に特化していくとともに、安全性情報管理と同様に競争力が発揮できる事業領域の拡大も進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、２月にコロナウイルス対策本部を設置し、感染拡大の抑制、従業員やその家族、お客様を含めた関係者の安全確保を第一に、以下の対応を行い事業活動を継続しております。

・全拠点の従業員は、原則として在宅勤務。出社することでしか対応できない業務については、感染リスク軽減策を講じた上で遂行。
・出張の自粛、リモートでの会議の実施
・採用活動等の弊社主催イベントの中止
・時差通勤の活用
・業務開始時の体温申告､健康状態チェック､同居家族の状況の申告、出社可否判断の実施
・アルコール消毒液の利用､手洗い･うがい､咳エチケットの徹底
・社内の換気の徹底、対人距離の保持
・定時除菌活動の徹底

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第34期 2017年３月期	第35期 2018年３月期	第36期 2019年３月期	第37期 2020年３月期 (当事業年度)
売　上　高	1,139,552 千円	1,466,862 千円	1,781,709 千円	2,285,612 千円
経　常　利　益	229,365 千円	296,942 千円	338,190 千円	460,888 千円
当　期　純　利　益	161,270 千円	198,233 千円	236,656 千円	306,562 千円
１株当たり当期純利益	806,354.22 円	991,169.45 円	11,832.80 円	147.59 円
総　資　産	573,787 千円	805,000 千円	1,020,482 千円	1,774,023 千円
純　資　産	403,727 千円	521,961 千円	656,617 千円	1,237,346 千円

（注）1.　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2.　当社は2019年１月10日付で普通株式１株につき普通株式100株の株式分割を行っており、第36期の期首に株式分割を行ったと仮定して１株当たり当期純利益を計算しております。
3.　当社は2019年11月３日付で普通株式１株につき普通株式100株の株式分割を行っており、第37期の期首に株式分割を行ったと仮定して１株当たり当期純利益を計算しております。
4.　第37期における総資産の増加は、公募増資、ならびに売上の増加に伴う現預金および売掛金等の流動資産の増加が主な要因であります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社との関係

当社の親会社はＷＤＢホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を1,627,000株（議決権比率71.2%）保有しております。

なお、当社は親会社との役員の兼任があり、親会社との間で事務所の賃貸借契約等の取引があります。

当社は、親会社との取引に関して、市場実勢価格を勘案して取引条件等を決定しており、関連当事者取引検証委員会での審議結果を踏まえて当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っていることから、内容の妥当性ならびに意思決定手続きの正当性については問題ないものと考えております。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④　そ　の　他

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、医薬品開発にかかる安全性情報管理を主軸とした医薬品・医療機器の開発支援受託事業です。

当社は、CRO（医薬品開発業務受託機関）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(8) 主要な事業所

名　　称	所　在　地
本社・東京データセンター	東京都中央区
神戸データセンター	兵庫県神戸市中央区
沖縄データセンター	沖縄県那覇市

なお、2020年4月20日付けで、データセンターの名称をオペレーションセンターに変更いたしました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
277名（36名）	39名（2名）	35.6歳	3.2年

（注）1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数増加の主な理由は、安全性情報管理業務の受注件数増加による増員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は2019年6月24日付けで、商号をＷＤＢココ株式会社に変更するとともに、本社を東京都中央区晴海一丁目８番11号に移転しました。また、当社は、2019年12月25日付けで東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,285,000株

(3) 株　　主　　数　　1,312名

(4) 大　　株　　主

株　　主　　名	持株数	持株比率
ＷＤＢホールディングス株式会社	1,627 千株	71.2 %
SMBC日興証券株式会社	33 千株	1.5 %
MSIP CLIENT SECURITIES	33 千株	1.5 %
株式会社SBI証券	24 千株	1.1 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22 千株	1.0 %
ＷＤＢココ従業員持株会	22 千株	1.0 %
丸山 憲一	14 千株	0.6 %
BNYMSANV RE GCLB RE E LMGC JP RD	13 千株	0.6 %
長田 雄次	11 千株	0.5 %
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	10 千株	0.5 %

(5) その他株式に関する重要な事項

１．発行可能株式総数

2019年11月３日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は7,920,000株増加しております。

２．発行済株式の総数

イ　2019年11月３日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は1,980,000株増加しております。

ロ　2019年12月24日に新株式発行を行いました。これにより、発行済株式総数は285,000株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第１回新株予約権
発行決議日		2019年２月25日
新株予約権の数		870個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 87,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり49,000円
権利行使期間		2021年２月26日から2029年２月24日
行使の条件		①新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　840個 目的となる株式数　84,000株 保有者数　３名
	監査役	新株予約権の数　30個 目的となる株式数　3,000株 保有者数　１名

（注） 当社は、2019年11月３日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が870株から87,000株と変更になっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
谷　口　晴　彦	代表取締役社長	
平　光　初　音 （戸籍名：西森 初音）	取締役 受託事業本部長	
藤　原　素　行	取締役 管理本部長	
中　野　敏　光	取締役	ＷＤＢホールディングス㈱ 代表取締役 ＷＤＢ㈱ 代表取締役 ＷＤＢユニバーシティ㈱ 取締役 ＷＤＢ工学㈱ 取締役 ＷＤＢ臨床研究㈱ 取締役 ㈱カケンジェネックス 取締役 ＷＤＢ独歩㈱ 取締役 ＷＤＢケミカルラボラトリー㈱ 取締役 ㈱ネゾット 代表取締役
横　川　堅　太	取締役	㈱crest plus 代表取締役 横川公認会計士事務所 代表 CREST税理士法人 代表社員 臨床医学研究所㈱ 監査役 一般社団法人医療画像推進機構 幹事 ㈱Medisere 監査役
齋　藤　譲　一	監査役	
大　井　　理	監査役	松柏法律事務所 パートナー
小　出　敏　彦	監査役	共立パートナーズ㈱ 代表取締役 Pro Unlimited Global Japan㈲ 代表取締役 エヌシーシーエンジニアリング㈱ 監査役 ㈱ＤＤ北斗の拳 監査役 ㈱義風堂々 監査役 ㈱蒼天の拳 監査役

（注）1. 取締役 横川堅太氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 大井理、小出敏彦の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 齋藤譲一氏は、金融機関に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 大井理氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 小出敏彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の退任監査役および新任監査役は次のとおりです。
退任
監査役　　鵜飼 茂一　（2019年６月28日 任期満了）
社外監査役　横川 堅太　（2019年６月28日 辞任）
新任
社外取締役　横川 堅太　（2019年６月28日 就任）
社外監査役　小出 敏彦　（2019年６月28日 就任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき社外取締役および各監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、社外取締役及び監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役４名　　15,899千円
監査役４名　　12,316千円
（うち社外役員３名　　5,400千円）

（注）1. 取締役の報酬限度額（使用人給与は含まない）は、2012年10月26日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年６月21日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役の員数が当事業年度末の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役１名を除いているためであります。
4. 上記の監査役の員数が当事業年度末の監査役の員数と相違しておりますのは、2019年６月28日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含み、同じく退任した無報酬の監査役１名を除いているためであります。
5. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
取締役	横川 堅太	㈱crest plus	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		横川公認会計士事務所	代表	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		CREST税理士法人	代表社員	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		臨床医学研究所㈱	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		一般社団法人 医療画像推進機構	幹事	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		㈱Medisere	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
監査役	大井　　理	松柏法律事務所	パートナー	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
監査役	小出 敏彦	共立パートナーズ㈱	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		Pro Unlimited Global Japan㈲	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		エヌシーシー エンジニアリング㈱	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		㈱ＤＤ北斗の拳	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		㈱義風堂々	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
		㈱蒼天の拳	監査役	当社との間に重要な取引 その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席の状況	主 な 活 動 内 容
社外取締役	横川 堅太	取締役会 11回中11回	2019年6月28日就任以降、取締役会においては、財務および会計に関する専門的な知見に基づき、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から発言を行っております。また、関連当事者取引検証委員会の委員長を務めております。
社外監査役	大井 理	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	取締役会においては、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、中立の立場から、経営監視機能を果たすことおよび実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長を務めております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	小出 敏彦	取締役会 11回中11回 監査役会 10回中10回	2019年6月28日就任以降、取締役会においては、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、中立の立場から、経営監視機能を果たすことおよび実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注） 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務遂行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間および報酬見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を2019年1月28日開催の取締役会において決定し、2019年8月26日開催の取締役会において一部改定いたしました。その内部統制システムの整備・運用の内容は以下の通りです。

（1） 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1 取締役及び使用人の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び従業員は、コンプライアンスマニュアル等の行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、社会倫理、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を定め、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- 代表取締役直轄の内部監査人を設置し、内部監査規程に基づき、業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育研修は経営管理部、研修グループが連携して行うものとし、法令遵守体制の整備及び推進に努めるものとします。
- 風通しの良い組織風土の維持に留意し、社内においてコンプライアンス違反行為の懸念がある時には、迅速な報告・連絡・相談が行われよう、従業員等からの情報を反映する内部通報制度を整備し、情報伝達経路を確保します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により適切に記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることとし、リスクを一元的に俯瞰し、リスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが現実化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全を図ります。

４　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　コーポレートガバナンスの理念に基づき、取締役会規程等の経営基本事項に係る規程、組織・業務分掌規程、職務権限規程等の業務組織及び意思決定ルールを定める社内規程の運用により、適正かつ効率的に取締役の職務を執行できる体制を確保します。

・　取締役会を毎月開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については原則毎月開催し、日常の業務執行の確認や協議を行ない、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図ります。

５　当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の運営及び取引において親会社からの独立性を保つことを方針とし、親会社と当社の利益が相反するおそれのある親会社との取引を行うに当たっては、取締役会で審議のうえ、決定します。また、親会社と利害関係のない社外取締役ならびに社外監査役を置くことにより、親会社との業務の適正を確保します。なお、当社は子会社を有しておりません。将来において子会社を設置する場合には、必要な体制等を整備します。

６　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査人が協力するとともに、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとします。

７　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役補助者を設置する場合には、その人事に関しては監査役会の同意を必要とし、当該従業員の人事評価及び人事異動等において予め監査役会と協議します。また、監査役より監査に関する業務指示を受けた当該従業員は、当該指示に関して取締役の指示を受けず、取締役から独立してその職務を遂行します。

8　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

①　取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて当社の業務状況を報告します。取締役は、法令違反に加え著しい損害の発生その他当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。内部通報の内容が監査役業務の執行に必要な場合は同様に、監査役に報告します。

②　内部監査人は、内部監査の実施結果について、監査役に随時報告します。監査役は、必要に応じて代表取締役に対し、追加監査の実施及び業務改善策の策定等を求めます。

③　監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定過程及び業務状況を把握するため、必要に応じて重要な会議に出席し、また必要に応じ意見を述べます。

④　監査役は、随時稟議書その他業務執行に関る重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員に対してその説明を求めます。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その実効性を確保します。

10　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる必要な費用は当社が負担するものとし、監査役の請求等に応じ速やかに前払い又は債務の処理を行います。なお、監査役は、当該費用の支出に当たっては、その適正性及び効率性に留意するものとします。

11　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　代表取締役をはじめ全取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査に係る環境整備に努めます。

②　監査役は、代表取締役等と随時会合を持ち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題及び内部統制等について意見交換を行います。

③　監査役は、内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとします。

④　監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高めるものとします。

12　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針としています。

②　全社員の行動の規範となるコンプライアンスマニュアルにおいても反社会的勢力との関係遮断に関する規定を設け、全社員に対し周知徹底を図ると共に、反社会的勢力対応マニュアルにおいて具体的な体制整備の内容を定めています。経営管理部を主管部署として、日常の事業運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しており、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のために、所轄警察署、特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との連携体制の構築にも努めています。

13　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しており、当事業年度における運用状況の概要は下記のとおりです。

①　取締役会の開催状況として、当事業年度は取締役会は15回開催しております。当社の取締役会は社外取締役１名を含む５名で構成されており、各種法令、定款および各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議を行っております。

②　監査役会の開催状況として、当事業年度は監査役会は14回開催しております。当社の監査役会は社外監査役２名を含む３名で構成されており、取締役会への参加をはじめとして、取締役の職務執行を厳正に監督しております。また、監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査人とも定期的に意見交換を行っております。

③　内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の業務執行にかかる監査および内部統制監査を実施しました。

７．　株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに、株主の皆様への利益還元を積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当事業年度につきましては、2020年5月14日開催の取締役会において、1株あたり34円の配当金とさせていただき、その効力発生日を2020年６月24日といたしました。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、厳しい経営環境に勝ち残るための事業の拡大・合理的投資のために有効活用していきたいと考えております。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,573,462**	**流　動　負　債**	**469,377**
現　金　及　び　預　金	1,031,131	買　掛　金	40,889
売　掛　金	523,400	リ　ー　ス　債　務	2,221
仕　掛　品	4,638	未　払　金	132,234
貯　蔵　品	1,288	未　払　費　用	26,747
前　払　費　用	12,843	未　払　法　人　税　等	119,311
そ　の　他	160	未　払　消　費　税　等	63,016
固　定　資　産	**200,561**	預　り　金	24,773
有　形　固　定　資　産	**56,450**	賞　与　引　当　金	59,142
建　物	35,733	受　注　損　失　引　当　金	1,040
工具、器具及び備品	13,872	**固　定　負　債**	**67,299**
リ　ー　ス　資　産	6,844	リ　ー　ス　債　務	5,285
投資その他の資産	**144,110**	退　職　給　付　引　当　金	46,129
繰　延　税　金　資　産	68,999	資　産　除　去　債　務	15,636
敷　金　及　び　保　証　金	75,111	そ　の　他	248
		負　債　合　計	**536,677**
		（純　資　産　の　部）	
		株　主　資　本	**1,237,346**
		資　本　金	**250,583**
		資　本　剰　余　金	**250,583**
		資　本　準　備　金	250,583
		利　益　剰　余　金	**736,180**
		利　益　準　備　金	12,500
		その他利益剰余金	723,680
		繰　越　利　益　剰　余　金	723,680
		純　資　産　合　計	**1,237,346**
資　産　合　計	**1,774,023**	**負　債　・　純　資　産　合　計**	**1,774,023**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		2,285,612
売上原価		1,413,691
売上総利益		871,921
販売費及び一般管理費		398,442
営業利益		473,478
営業外収益		
受取利息	5	
その他	0	5
営業外費用		
支払利息	27	
株式公開費用	6,497	
株式交付費	6,069	12,595
経常利益		460,888
特別損失		
固定資産除却損	1,234	
移転費用	13,927	15,162
税引前当期純利益		445,726
法人税、住民税及び事業税	156,358	
法人税等調整額	△17,194	139,163
当期純利益		306,562

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2019年４月１日残高	50,000	50,000	50,000	12,500	544,117	556,617	656,617
事業年度中の変動額							
新株の発行	200,583	200,583	200,583				401,166
剰余金の配当					△127,000	△127,000	△127,000
当期純利益					306,562	306,562	306,562
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	200,583	200,583	200,583	－	179,562	179,562	580,728
2020年３月31日残高	250,583	250,583	250,583	12,500	723,680	736,180	1,237,346

	純資産合計
2019年４月１日残高	656,617
事業年度中の変動額	
新株の発行	401,166
剰余金の配当	△127,000
当期純利益	306,562
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	
事業年度中の変動額合計	580,728
2020年３月31日残高	1,237,346

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．　資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

仕　　掛　　品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯　　蔵　　品……個別法

２．　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３～15年
工具、器具及び備品	４～10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．　繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

４．　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 受注損失引当金……案件ごとの将来の受注損失に備えるため、当事業年度末に見込まれる損失の額を個別に検討し、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく社内積立退職一時金制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

５．　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

１.有形固定資産の減価償却累計額　　15,604千円

２.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	7,870千円
長期金銭債務	248千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価	34,300千円
販売費及び一般管理費	55,685千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１.当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,285,000株

当社は2019年10月18日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月３日付で普通株式１株について普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、当社は2019年12月25日付で東京証券取引所マザーズに上場しております。

これにより、発行済株式総数は2,265,000株増加し、2,285,000株となっております。

２.当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

３.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年６月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

①　配当金の総額	127,000千円
②　１株当たり配当額	6,350円
③　基準日	2019年３月31日
④　効力発生日	2019年７月１日

(注)当社は2019年11月３日付で普通株式１株について普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年５月14日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

①　配当金の総額	77,690千円
②　１株当たり配当額	34円
③　基準日	2020年３月31日
④　効力発生日	2020年６月24日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	5,836	千円
賞与引当金	32,391	千円
受注損失引当金	318	千円
退職給付引当金	14,124	千円
ソフトウェア	7,986	千円
資産除去債務	4,787	千円
その他	7,965	千円
繰延税金資産　合計	73,412	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△4,413	千円
繰延税金負債合計	△4,413	千円
繰延税金資産の純額	68,999	千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2019年12月の上場に際して行われた公募増資の結果、当社の資本金が１億円超となり、当事業年度より外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.6％から2020年４月１日以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となりました。この税率変更により、繰延税金資産の金額が5,949千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

１.ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産　主として、データセンターで使用するコンピューター(工具、器具及び備品)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

金融商品に関する注記

１.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

運転資金については売掛金の回収も順調に行われているため、必要な資金を自己資金で賄えており、銀行借入や社債の発行による資金調達は行っておりません。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の3か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち54.0%が特定の大口顧客３社に対するものであります。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	1,031,131	1,031,131	－
（２）売掛金	523,400	523,400	－
（３）敷金及び保証金	75,111	75,374	262
資産計	1,629,643	1,629,906	262
（１）買掛金	40,889	40,889	－
（２）未払金	132,234	132,234	－
（３）未払法人税等	119,311	119,311	－
（４）未払消費税等	63,016	63,016	－
（５）預り金	24,773	24,773	－
（６）リース債務	7,507	7,479	△27
負債計	387,733	387,705	△27

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払法人税等、（４）未払消費税等、（５）預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

1.関連当事者との取引

親会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	WDBホールディングス㈱	兵庫県姫路市	1,000	持株会社として、グループ会社の経営管理	(被所有)直接71.2	役員の兼任等	不動産の賃借料	33,049	未払金	5,904
同一の親会社を持つ会社	WDB㈱	東京都千代田区	450	人材派遣・人材紹介サービス	―	役員の兼任等 出向者の受入業務委託等	出向者の受入費用	8,667	未払費用	214
							共同利用資産の除却にかかる損失分担金	10,976	―	―
	WDB工学㈱	東京都千代田区	200	人材派遣・人材紹介サービス	―	役員の兼任等 人材派遣サービスの利用	人材派遣料金	18,690	買掛金	1,940

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. (1)賃借料、(2)出向料、(3)人材派遣料金、(4)共同利用資産の除却にかかる損失分担金は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件及び取引条件の決定方針等で行っております。

3. 親会社のWDBホールディングス㈱は当社取締役 中野 敏光及びその近親者が議決権の100%を保有する中野商店の所有株式を含めると、議決権の過半数を所有するため、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」にも該当しますが、取引内容及び取引金額等が重複するため、記載を省略しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

WDBホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社情報

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	541円 51銭
１株当たり当期純利益	147円 59銭
潜在株式調整後１株あたり当期純利益	139円 67銭

（注） 当社は2019年11月３日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

ＷＤＢココ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　倉　幸　裕　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＷＤＢココ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

ＷＤＢココ株式会社　監査役会

常勤監査役　　齋　藤　譲　一　㊞

社外監査役　　大　井　　理　㊞

社外監査役　　小　出　敏　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　　取締役６名選任の件

現任の取締役５名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 谷口 晴彦（たにぐち はるひこ） （1975年４月16日生）	1999年３月　ＷＤＢ㈱入社 2005年４月　ＷＤＢ㈱ 執行役員 2012年６月　ＷＤＢ㈱ 取締役 2014年６月　当社 取締役 2014年11月　当社 代表取締役社長（現任）	－
2	再任 平光 初音（ひらみつ はつね） 戸籍名：西森 初音 （1982年６月13日生）	2008年４月　ＷＤＢ㈱入社 2014年７月　当社 執行役員 2016年６月　当社 取締役 2019年１月　当社 取締役　受託事業本部長 2020年４月　当社 取締役（受託部門管掌）（現任）	－
3	再任 藤原 素行（ふじはら もとゆき） （1976年９月29日生）	2007年３月　ＷＤＢ㈱入社 2011年４月　当社 執行役員 2012年６月　当社 取締役 2014年６月　ＷＤＢ㈱ 分析チーム 2016年４月　当社 受託事業本部長 2019年１月　当社 管理本部長 2019年２月　当社 取締役 管理本部長 2020年４月　当社 取締役（管理部門管掌）（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再任 中野 敏光（なかの としみつ） （1956年７月11日生）	1982年８月　アリコジャパン（現メットライフ生命保険㈱）入社 1985年７月　㈱ワークデータバンク（現ＷＤＢホールディングス㈱）設立 代表取締役（現任） 2001年12月　研究ネットワーク㈱（現ＷＤＢシステムズ㈱ 設立 代表取締役 2004年１月　ＷＤＢエウレカ㈱（現ＷＤＢ㈱エウレカ社）代表取締役 2008年10月　㈱キロテクノロジー研究所（ＷＤＢ機能化学㈱）代表取締役 2010年４月　事業承継パートナーズ㈱（現ＷＤＢ事業承継パートナーズ㈱） 代表取締役 2010年10月　㈱ＷＤＢ環境バイオ研究所 代表取締役 2011年４月　㈱アイ・シー・オー（現当社）取締役（現任） 2011年11月　ＷＤＢ㈱ 代表取締役（現任） 2012年４月　ＷＤＢユニバーシティ㈱ 取締役（現任） 2012年12月　ＷＤＢ工学㈱ 代表取締役 2013年３月　電助システムズ㈱（現ＷＤＢ臨床研究㈱）取締役（現任） 2014年４月　㈱カケンジェネックス 取締役（現任） 2015年６月　ＷＤＢ独歩㈱ 取締役（現任） 2016年４月　ＷＤＢケミカルラボラトリー㈱ 取締役（現任） 2017年２月　㈱ネゾット 代表取締役（現任） 2017年６月　ＷＤＢ工学㈱ 取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	再任 社外 横川 堅太（よこがわ けんた） （1978年10月３日生）	2001年４月 ㈱総合経理研究所 入社 2007年12月 監査法人トーマツ 入社 2013年８月 みなと神戸税理士法人 入社 2013年12月 公認会計士登録 2015年３月 ㈱事業創造ラボ（現㈱crest plus） 代表取締役（現任） 2015年５月 横川公認会計士事務所 代表（現任） 2016年８月 CREST税理士法人 代表社員（現任） 2017年３月 臨床医学研究所㈱ 監査役（現任） 2017年３月 一般社団法人医療画像推進機構 監事（現任） 2017年６月 ㈱Medisere監査役（現任） 2018年６月 当社 社外監査役 2019年６月 当社 社外取締役（現任）	－
6	新任 社外 大井 理（おおい まさし） （1967年７月８日生）	1995年４月 弁護士登録 2002年４月 松柏法律事務所 パートナー（現任） 2003年２月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2018年11月 当社 社外監査役（現任）	－

（注）1. 候補者 中野敏光氏は、当社の親会社であるＷＤＢホールディングス株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に本社事務所等の賃貸借の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 横川堅太氏および大井理氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は横川堅太氏および大井理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 横川堅太氏は、長年にわたる公認会計士としての業務経験を有しており、企業財務に関する知見や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言および意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年であります。
5. 大井理氏は、長年にわたる弁護士としての業務経験を有しており、企業法務に関する知見や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言および意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年７ヶ月であります。
6. 当社は横川堅太氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定です。
また当社は、大井理氏との間で、社外監査役として同様の契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定です。

第２号議案　　監査役１名選任の件

社外監査役 大井理氏は、第１号議案が承認可決された場合、取締役に就任されますので、社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任　社外 浅見雄輔（あさみゆうすけ） （1965年８月13日生）	1995年４月　弁護士登録 浅見昭一法律事務所（現あさみ法律事務所）入所 2000年６月　あさみ法律事務所　パートナー（現任） 2008年７月　学校法人昌平学園 監事（現任） 2016年１月　医療法人社団緑眞会 理事（現任） 2017年６月　警視庁杉並警察署 協議会委員（現任） 2019年６月　警視庁杉並警察署 協議会会長（現任）	－

（注）1.　浅見雄輔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　浅見雄輔氏は、社外監査役候補者であります。

3.　浅見雄輔氏は、長年にわたる弁護士としての業務経験を有しており、企業法務に関する知見や経験をもとに、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査する上で適任と判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4.　浅見雄輔氏が原案通り選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

5.　浅見雄輔氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都中央区晴海一丁目８番11号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＹ棟 27Ｆ
ＷＤＢグループ大会議室（ＷＤＢココ本社 隣）



会場最寄駅

都営大江戸線　勝どき駅 A2a・A2b出口から徒歩７分